



知っておきたい

インターネットの基礎知識 ⑩

スマホの便利な使い方

相変わらずこんな迷惑メールが届きます。送信者がau/KDDIインフォメーションで「お客様は1500万円当選しました。当選理由はこちら」というタイトルです。

しかし、よく確認したら、ドコモやソフトバンクのアドレスです。これはないですね。メールなどで来た心当たりのないおいしい話は、まずは疑ってください。差出人を見るだけでも偽物ってわかります。

先日テレビで「すごい社長のスマホ活用術(がちりマンデー)」を見ました。以前このコーナーでも紹介させていただいた「オーディオブック」を星野リゾートの社長が活用していました。1.5倍速で本を流し聴き、いい本であれば実際に購入して、読んでメモしていくそうです。

さらに気になったのが、ラクスル(ネットで印刷物を格安で販売する会社)の社長が使っている「DeePL」という翻訳アプリです。私も実際に使ってみたところ(普段はGoogle翻訳を使っています)、この翻訳の精度は半端ではありません。翻訳文章はおかしいところの全くないレベルでした。

もともとは海外の論文とか難しい文章を読んだり、作ったりするように作られたアプリだそうで、難しい言い回しなども、場面にあった翻訳が出てきます。日常生活レベルなら無料版で問題ありません。

翻訳で思い出したのですが、LINEに公式通訳があります。ご存知でしょうか。私が使ったのは「LINE中国語通訳」で、何とか相手と意思疎通ができました。ほかにも「英語」「韓国語」があります。トークに入って、相手を招待して会話スタートするだけで翻訳してくれます。

せっかくなので、LINEの新しい機能も紹介します。「リマインくん」といいます。物忘れしがちなこの頃、このリマインくんに伝えるだけで大丈夫です。LINEの検索で、リマインくん友達になるだけで機能が使えます。

後でしなければいけないことや、約束、買い物など、リマインくんに話しかける(手入力もOK)だけで、通知してくれます。なかなか便利です。

PEGAZOU shop ベガ蔵 佐々木 隆成

今回は、司法書士ささきたけお事務所(佐々木健雄所長を訪問しました。まずは昔話から。佐々木さんの先代は昭和の時代、境港で映画館を経営しており、小学生の佐々木少年は毎日のように映画を見て育ったそうです。それで、今でも時代劇や洋画などの映画鑑賞が



主に相談業務を担当する佐々木健雄所長

【事業所のあらまし】

事業所名 司法書士 ささきたけお事務所
代表者 佐々木健雄
住所 境港市馬場崎町84
事業内容 司法書士、行政書士、簡裁訴訟代理関係業務
定休日 土・日曜日、祝日
営業時間 8:30~17:30
TEL 0859-44-6130



青色申告会の元気企業 親子“二人三脚”で運営 司法書士 ささきたけお事務所

趣味だとか。時代の流れで閉館はやむを得なかったのですが、境港市から映画館がなくなったのはちょっと寂しいですね。さて、佐々木さんは大学法学部を卒業後、大阪の事務用品販売会社に就職し営業の仕事に従事していましたが、ふと将来に不安を覚え退職してしまいました。そして、大学時代の友人の父親が司法書士事務

所を奈良県で開業しており、そこから声をかけてもらってその事務所に就職することになりました。しかし、司法書士がどういふ仕事をしているのかわらなかつたそうです。もともと、真面目な性格の佐々木さんは、それから資格取得の勉強に励み、1973(昭和48)年に見事合格。そして、結婚。翌年には境港で開業の運びとなりました。現在は司法書士、行政書士、簡裁訴訟代理など、関係業務を行っています。司法書士の仕事は不動産登記、商業登記、供託裁判事務や関連する法律相談です。相続や土地の

断能力が不十分になった人の財産を保護するための成年後見制度には、司法書士会がいち早く取り組んでいます。事務所は息子の公之さんと2人で運営しており、パソコンは公之さんの担当とのこと。今はパソコン



所を奈良県で開業しており、そこから声をかけてもらってその事務所に就職することになりました。しかし、司法書士がどういふ仕事をしているのかわらなかつたそうです。もともと、真面目な性格の佐々木さんは、それから資格取得の勉強に励み、1973(昭和48)年に見事合格。そして、結婚。翌年には境港で開業の運びとなりました。現在は司法書士、行政書士、簡裁訴訟代理など、関係業務を行っています。司法書士の仕事は不動産登記、商業登記、供託裁判事務や関連する法律相談です。相続や土地の

ンで文書作成をしたり、インターネットで登記情報を収集するなど、パソコンでほとんどの業務を行っています。佐々木さんは、相談業務やおしやべりを担当し、

税務・会計 一口メモ ...37 インボイス制度

消費税は、2023(令和5)年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入され、大きく制度が変わります。

女性部だより

新年度のスタートに

適格請求書とは、売る側が買う側に対し「正確な適用税率や消費税額などを伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書そのほか、これらに類する書類のことを言います。この方式の導入後、課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには

この秋から雇用保険料の料率も上がるようです。労働者負担分は0.3%から0.5%に変更となります。また、健康保険料と介護保険料の料率は3月分(4月納付分)からそれぞれ4.97%、0.82%に変更されます。従業員さんの給料計算時にはご注意ください。新年度が始まったこの時期、改めて計画的に対策を考えねばと思う今日この頃です。青色申告会女性部の活動も皆様と情報交換などをしながら進めていきたいですね。アイデアやご意見お待ちしています。

「適格請求書等」の保存が必要となります。この適格請求書を発行できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者以外から行った仕入れなどは原則として、仕入

所有者不明の土地が発生しないような対策として、相続登記の義務化が2024(令和6)年から予定されているとのことで、これからますます忙しくなりそうです。

改正電子帳簿保存法 完全準拠

電子取引データの電子保存は TKC証憑保存機能をご利用ください!

改正電子帳簿保存法が施行され、電子取引データの電子保存が義務化されました。電子取引はインターネット通販での物品購入など、意外と身近なところに見えています。この機会に会社の取引内容をチェックして、自社のデータ保存体制を万全なものにしましょう!



サービスの詳細はこちら

経営革新等支援機関 20180808 中国第19号 中財金一第96号

税理士法人 松本会計事務所

代表社員・税理士 松本まさ 福正
代表社員・税理士 松本たか 考史

境港事務所 〒684-0071 境港市外江町3801 TEL/0859(44)6195(代) FAX/0859(44)6186

神戸事務所 〒651-0086 神戸市中央区磯上通八丁目1-1 テッケンビル7階 TEL/078(242)2177 FAX/078(242)2178



事務所ホームページはこちら